本化折伏論概説

（日蓮大聖人の折伏）

成瀬英俊

序

日蓮大聖人の御指南によれば、仏法は摂受、折伏の二門を出でない。又、仏道修行も摂受、折伏の二道に尽きる。而して、末法今時はその両者の何れにつくべきか。この撰択を謬れば、得道思いもよらぬ重大事である。

日蓮大聖人の仏法は、勿論折伏である。その折伏は、仏法の一大事因縁によって不惜身命せられた絶対的な折伏行である。

その一大事因縁とは何ぞ。

上行要付、末法下種である。これを化儀に約せば本門八品の儀式であり、化法に約せば本門の要法南無妙法蓮華経である。

故に、日蓮大聖人の折伏は、本地本門妙法蓮華経の経力の人格的活現にして、下種教たる法華本門の法体折伏である。随って、日蓮大聖人の仏教は、折伏逆化の慈悲教である。而して、その折伏は宗門の生命であり、広くは末法光

被の大道にして、大聖人独自の才覚によって工夫された単なる弘教の方便ではない。

「法体折伏」たる日蓮大聖人の折伏を信解するためには、法華経と、法華経の祖述ともいうべき御遺文と、又大聖人の正統たる日隆聖人の御指南に仰ぐべきである。

因みに日蓮大聖人の御事蹟や、御文書に摂受の一面を拝する。それは熟脱仏法の摂受ではなく、本門の折伏体内の摂受である。

元より摂折法門は、取り組めば取り組む程弥々広く、弥々深い。浅学菲才なる私如きがよく極め得る法門ではない。この拙稿の如きは研究発表の責めをふさがんがために敢て述べる処、摂折法門の九牛の一毛にも足らず、而して名は研究発表と雖も実は一僧徒としての信仰の述懐である。

この大事の法門を述べるに当り、仏祖の御前に専ら杜撰なからんことを祈るものである。

摂受、折伏の名義と典拠

摂折の字義は、摂受とは摂取容受の義、折伏とは折破調伏の義である。

摂折の名目の典拠は、古来勝鬘経の左の一節とされている。

「我力を得ん時、彼々の処に於て、此の衆生を見れば折伏すべきは之を折伏し、摂受すべきは之を摂受す。何を以ての故に。折伏、摂受を以ての故に法をして久住せしむ」

と。なお同経の義疏に文中の力を二種に分って「重悪には折伏、軽悪には摂受を用ゆ」と、釈義せられている。

日蓮大聖人はこの両者を開目抄に「無智悪人の国土に充満の時は摂受を前とす。安楽行品の如し。邪智謗法の者の

多き時は折伏を前とす。常不軽品の如し」（縮八二一）と、判定せられている。而して、その安楽行品の文に云く「他人の好悪長短を説かず乃至問に随って説を為す」とは摂受の行相、不軽品に云く「凡そ見る所あらば即ち大乗を以て之を強毒す」とは、折伏の行軌である。

なお摂折の大事を示して云く「凡そ仏法を修行せん者は、摂折二門を知るべきなり。一切の経論この二を出でざるなり」（縮九七〇）「摂折途に違はば得道思もよらず。悪道に堕つべし」（縮五七三）と。誠に摂折の二門は仏家行軌の肝要である。

法華経に於ける摂折

法華経中弘経の方軌を説いた箇所は、第十三勧持品、第十四安楽行品、第二十不軽品の三品である。この三品を対比して法華経に於ける摂折法門の大要を述べる。

一、勧持品と安楽行品

勧持品は迹化八十万億那由陀の菩薩達が二十行の偈文を述べて、三類の怨敵を忍び、末法に法華経を弘通せんことを釈尊に発誓し奉った経文である。それに対して釈尊は、心中に後の本門八品に於ける上行付属を欲すが故に明答を与えられなかった。

その二十行の偈文は、迹化上位の菩薩達の滅後発誓弘教の決意であると同時に、末法に於ける折伏行の困難と悲壮なる忍難の予言である。茲に於て、末法折伏行は相当に修行の積んだ高位の菩薩にして始めて堪え得べく、浅位初心

の菩薩のよく為し得べき方軌ではない。

果せるかな。この二十行の偈文を聞いて初心浅行の菩薩達は、末代の弘経に自信を失い動揺の色を見せたので、文殊菩薩は、釈尊に、それら初心の菩薩達の行軌を問うた。釈尊はそれに答えて、所謂身口意誓願の四安楽行を説かれたのである。その経文が安楽行品である。故に安楽行品は、勧持品によって対庶的に生じた経文にして、勧持品は折伏の行軌であり、安楽行品は摂受の行軌である。而して、安楽行品の摂受の行相整然たるに比し、勧持品は折伏の行相未だ充足せざる観あるも、それは後の常不軽品を招ねき起して一如照応せしめ、折伏の方軌を明すに慎重を期するためである。

二、勧持品と不軽品

不軽品は、安楽行品が迹門の流通なるに対し、本門の流通分にして、経文の初めには、信謗の罪福を説き、法華経の弘通を勧め、而して、不軽菩薩の本事を説いて、その逆化強毒の行相と、その精神と、教法とが説かれている。即ち、「不専読誦但行礼拝」（行相）して、上慢の四衆に絶叫して云く「我深敬汝等不敢軽慢所以者何汝等皆行菩薩道当得作仏」（精神）と。本尊鈔に云く「不軽菩薩は所見の人に於て仏身を見る」（縮九三三）と。即ち、衆生内在の仏性に覚醒を与えられた。しかも云く「凡有所見則以大乗而強毒之」（教法）と。この不軽行に対し、上慢の謗人等は、悪口罵詈杖木瓦石の迫害を加えたが、不軽菩薩は「能忍受之」（行相）せられた。この忍受は勧持品の「当着忍辱鎧」である。前の勧持品は、末法の逆化折伏には、三類の怨敵強盛なる忍苦の面を主として予言し、行者の覚悟を促し、不軽品は逆化強毒の行相とその精神と法体とを示し、行者をして折伏の真意を謬らしめぬようにしたのである。

かくの如く折伏行を説示するに慎重を期せられたのは、折伏の重大性を示し、且つその行人の信心堅固を促がし、且つ又折伏行に当って軽挙妄動をいましむる密意である。

なお日蓮大聖人は、勧持品を以て自己の上行再来の経証となし（縮七七三・一五六九等）、不軽品を以て折伏逆化の亀鏡（縮八三四・一〇一八・一七九二・一九三四等）とせられた。かくてこの両品は不軽品を面となして照応一具し、折伏の行軌を全つたからしめ、その本典を為しているのである。寺泊御書に云く「法華経は三世説法の儀式なり。過去の不軽品は今の勧持品、今の勧持品は過去の不軽品なり。今の勧持品は未来は不軽品たるべし。その時は日蓮は即ち不軽菩薩たるべし」（縮七〇〇）と。

日蓮即不軽を説くに種々の理由あるも今は問う処ではない。要するに日蓮即不軽ならば、日蓮大聖人は即ち上行菩薩の故に、不軽行は即ち上行菩薩の下種行の先証である。随って、不軽品の「則以大乗」とは本門の要法であり、「而強毒之」は要法下種の折伏行である。要法弘持の故に「不専読誦」して、広略を去って肝要を好み、要法口密を正意とす。この場合は「唯本一部」の法華経にして、以上の両品は、上行菩薩の折伏化他の行軌となるのである。日蓮大聖人がこの両品を御自身の経証とせられたのは当然である。

三、安楽行品と不軽品

前の如く安楽行品は、勧持品によって対庶的に派生された経文にして、便法としての摂受の行法である。末法下種を正意とする法華経の行法としては傍意の行軌である。然し、折伏の本拠たる不軽品と相対峙して法華経に於ける摂受行の本典となっているのである。依って、この両品の関係をも一考を要す。

本化折伏論概説

開目鈔に云く「夫れ摂受折伏と申す法門は水火の如し……摂受の者は折伏をわらう。折伏の者は摂受をかなしむ。無智悪人の国土に充満の時は摂受を前とす。安楽行品の如し。邪智謗法の者多き時は折伏を前とす。常不軽品の如し」（縮八二一）と。妙楽大師はこの両品を対照して文句記にその十別を示している。日隆聖人は弘経抄（隆全十ノ三三九）にこの十別を引き、更に本門の立場よりその両品の関係を述べられている。今は煩雑をさけて十別の肝要たる左の四別を挙ぐ。

その第一に云く「彼は則ち法座に安処して問いに随って為に説く、此は乃ち遠く四衆を見て故に往いて礼拝す」と。彼即ち安楽行品は受動的にして消極、此即ち不軽品は能動的にして積極である。

その第二に云く「彼は即ち難問する所あって方に乃ち答をなし、此は乃ち瓦石打擲すれども猶ほ強いて之を宣ぶ」と。前者は受動随他意の故に無難安楽の弘経であり、後者は能動随自意の故に受難忍苦の弘通である。

その第五に云く「彼は則ち初めに云何してか此の経を読み説くべきかと問い、此は乃ち但だ作仏の一句を流通すべしと云う」と。即ち前者は法華一経の弘通を主眼となし、後者は要法五字七字の一句を流通するを正意とす。

その第十に云く「彼は則ち順化を以ての故に軌儀を存し、此は乃ち逆化を以ての故に恒迹を亡ず」と。前者は本已有善の順機のための随他意の化導にして、身口意誓願の整然たる行軌を具え、後者は本未有善の劣機のための下種行なる故に随自意の化導にして、おだやかな常道を廃して逆化強毒するのである。

而して、その弘経抄に以上の十別を結釈して云く「此の釈の意は十義悉く迹門流通の四安楽行は、位観行五品に居して法行観を用いて十乗十境の観不思議境の理観を修して随宜為説双用権実して諸仏釈尊天台伝教の如く順化を用うる故に安楽にして更に四衆の三類の怨嫉無き故に摂受の修行を致すなり。さて本門流通不軽の行相は、十義悉く初心

始行有相事円の純円の化儀を以て逆化を用いて諸仏釈尊天台等に違して「不受余経一偈」の直入法華の化儀を用うる故に、権人の四衆悉く怨嫉を成ず。故に折伏行と云う。十義の中に一一に其の意分明なり。殊に「彼は則ち順化を以ての故に軌儀を存し、此は乃ち逆化を以ての故に恒迹を忘れたり」云々　此の釈の意を問答して、疏に釈して云く、問、釈迦は出世して踟躕して説かず、常不軽は一たび見て造次にも而も言うは何ぞや。答う、本已有善なれば、釈迦は小を以て之を将護す。本未有善なれば不軽は大を以て之を強毒す文。此の釈亦同意なり。釈尊在世の機滅後正像までは三五下種の者之れあり。故に「随宜為説」して先づ権を施して過去の下種を調養せしめ後に法華を示す。此を順化と云う。故に在世正像の衆生をば「本已有善」の機と云うなり。さて中間も今日も本涅槃妙の滅後末法には多分過去下種の者之れ無し。故に「本未有善」の機と云う。此の機に本門を説いて初めて仏種を下す。仏種には「未免無常」の土民の仏法は成ぜざる間、本門久遠長寿金剛智の本仏の大王を以て直に示さば之を受けざる故に「而強毒之」するなり。此の一筋は本門八品上行要付の〝一念信解者即是本門立行之首〟と云える末代相応の名字信行の不軽初随喜の行相なり」と正しく開目鈔の如く摂折両門は水火の相違である。なお弘経抄（隆全六ノ四三九）には、この両品の八重の不同が示されてある。

以上は摂折法門通途の定判の立場より見た安楽、不軽両品の関係である。

然しこれを「癈迹立本本門八品上行要付の要法を……一経の首めに置いて……流通が家の序正流通の法華経なる故に上行要付の要法体具一部の安楽品の「於後悪世」と心得て講ずべきなり」（弘経抄隆全七ノ三三三）とある所謂唯本一部の立場より見かえる時は、安楽行品は本密有相信行の四安楽五種の妙行となり、末代吾等の助行となるのである。弘経抄に云く「本密とは迹顕の文底に初心の安楽、浅位の弘経、「不以小答」の名字信行有相安楽の易行弘経の辺之

れあるなり」（隆全七ノ三二七）と。又云く「無相安楽行を以て、有相安楽の信行につつんで、末代の衆生に授くるなり。……観心本尊得意鈔に、我が読む迹門と記し玉うは此の意なり」（隆全七ノ四六七）と。依つて本密有相信行の安楽行品は折伏体内の摂受にして、不軽品の裏に一具するのである。而して摂折を父母に譬えてこの両品の関係を述べて弘経抄には「四安楽行は即ち本地難思の境（安楽品）智（不軽品）の妙法蓮華経体内の境妙、悲母、摂受となり、不軽品は智妙、慈父、折伏となつて、境智冥合して末法下種と成るなり。品品供養御書等に迹門下種に成ると判じ玉うは此の心なり」（隆全七ノ三三三）と云い、又四帖抄第一（五）には更に詳説されている。而して云く「一向摂受を捨つべきに非ずと」。但し「本面迹裏と行ぜば煩い無きものなり」と、安楽、不軽両品の表裏不二而二の関係を述べられている。（参照弘経抄、隆全七ノ三二九）日蓮大聖人が曾谷教信の迹門不読を教破せられた（縮一三三〇）深意もここにある歟。

以上が法華経に於ける摂折の大要である。

祖書に於ける摂折

日蓮大聖人の御遺文は全篇これ法華経色読の書にして、逆謗救助の折伏の書と云うも過言ではない。随つて日蓮大聖人の折伏を御遺文に求めるならばその全篇に亘るべきである。然し今は直接摂折法門を述べられた左に挙げる数篇の御書によって、その摂折法門の大略を記す。

一、如説修行鈔の摂折

当鈔は佐渡御在島中の主要御書の一篇にして、当鈔御述作に先き立ち、人開顕の御書たる開目鈔、次に法開顕の御書たる本尊鈔ありて、末法救護の本化と本法が顕わされたのである。その後を受けて顕わされた当鈔には、末法下種の折伏行が説かれている。而して当鈔は「人々御中へ」とありて、御門下の僧俗全体に授けられた御書であり、且つ又末尾には「此書不離御身常可有御覧候」とまで念記せられ、故に「随身不離鈔」と称せられる御書である。正しく当鈔は、開目鈔の本化上行とその一類が、本尊鈔の本法の本尊を信心弘通する処の行軌を示されたものにして、本門八品にこれを配当せば、開目鈔は涌出品、本尊鈔は寿量品、当鈔は不軽品と拝せらるべきか。

当鈔の要旨は、釈尊の金言の如く忍難弘通の折伏に精進すれば四海帰妙の寂光土は期して待つべきことを示し、且つ凄絶悲壮なる折伏の行相が述べられている。而して次に折伏たる如説修行を示すに先づ教法に約し、次に行相と時に約して述べられている。

先づ教法の辺よりは、日蓮大聖人当時に於ける各宗の権実雑乱の邪説を打ち破って「但令用実」の正義を示して云く「唯有一乗法と信ずるを如説修行の人とは定めさせ給えり」（縮九六九）と。次に行相と時の辺より如説修行を説いて、権実雑乱の末法の時は、四安楽の摂受行を排して折伏の一行に帰すべきことを示されている。即ち云く「四節四季取々に替れり、夏は熱く冬はつめたく、春は花さき秋は果なる。冬種子を下して春果を取らんに豈に取るべけんや。極寒の時厚き衣は用なり、極熱の夏は何かせん。涼風は夏の用なり。冬は何かせん。仏法も亦復是の如し……正像二千年は小乗権大乗（摂受の教法）の流布の時なり。末法の始めの五百年には純円一実の法華経（折伏の教法）のみ広宣流布の時なり。此の時は闘諍堅固白法隠没の時と定めて権実雑乱の砌なり……今の時は権教即ち実教の敵となるなり。一乗流布の時は権教ありて敵となりてまぎらわしくば実教より之を責むべし。是れを摂折二門の中には法華経の

折伏と申すなり。……然るに摂受たる四安楽の修行を今の時行ずるならば冬種を下して春果を求むる者にあらずや。鶏の暁に鳴くは用なり。宵に鳴くは物怪なり。権実雑乱の時、法華経の御敵を責めずして山林に閉じ籠り、摂受を修行せんは豈法華修行の時を失う物怪にあらずや」（縮九七〇）と。以上の如く正像は摂受、末法は折伏と摂折の行軌を滅後三時に配当するのが祖書を一貫する通途の定判である。

然し、末法に摂受を認められた別途の配当がある。茲に於て古来より異説あって今に論議が絶えない。例せば、日重の愚案記第一に云く「像法は摂受、末法は折伏、天台伝教は摂受、日蓮上人は折伏の行者と意得るは大なる誤りなり」と云い、その理由として開目鈔の「末法に摂受折伏あるべし」と、又他の諸御書に天台伝教等の折伏を述べられたのとを挙げている。即ち摂受折伏は滅後三時に亘り、又本化迹化共通の行軌にして随宜に用うる弘経の手段と云うのである。即ち摂折雑乱の謬説である。その弟子の日乾は「法燈相続のためには必要とあらば念仏をも唱え、国主の命ならば法義を枉ぐるも苦しからず」と謬った摂受説に堕ちた。又日堯の白牛通轍録も亦摂折雑乱の説である。弘経抄（隆全七ノ四七七）には「習い損いの諸法華宗、大謗法たる京都妙行寺の日法、此れ等は悉く本迹流通の不同、不軽安楽の違目に迷乱して、安楽品の行儀を以て一経流通の行相と意得て、此の外に滅後流通本門弘経の不軽の行相これありと云うことを知らずして日蓮宗を謗ずるなり」と、痛破せられている。

摂折の滅後三時配当に於ける通途の面は、前記の通り如説修行鈔によって判定せられているので、以下は末法に摂受を認められた別途配当の面のみに会通を加えつつ祖書に於け摂折法門の各面を略述する。

二、聖愚問答鈔の摂折

当鈔は古来より真偽の異論がある。然し未だ偽書としての確証はない。且つ摂折法門を詳説された御書なるが故にここに挙げたのである。以下煩をさけて各鈔共に末法に摂受を立てられた箇所のみにふれることとする。

当鈔の本文に云く「摂受の行は此の国に法華一純に弘まりて邪法邪師一人もなしと云わん。此の時は山林に交りて観法を修し、五種六種乃至十種等を行ずべきなり」（縮五七二）と。この末法の摂受は、折伏逆化の功成って一国同帰し、「邪法邪師一人もなく」末法と雖も自然的に折伏を必要としなくなった為の摂受である。弘経抄（隆全七ノ四九二）に云く「安楽行の人は此の如く身口意の善悪を守り、自他をして安全ならしめ、色心の障礙なく、先づ自行を成ずる故に世人の好悪をも、二乗等の小権の人の善悪をも言うべからずと教誡し玉へり。此等も戒行の一分なり。此等は皆謗者無き時分の行体なり」と。又四帖抄に云く「法華宗は妙法蓮華経に約して開会を論ず、此を名開会と云う。何なる小権迹の諸寺にてもあれ、妙法蓮華経を安置し奉らば之を用うべきなり。天下流布の時は妙法蓮華経を以て諸寺諸社を開会して参詣すべきなり。今は謗法なり」とあるは、聖愚問答鈔の右の御文と同意である。

これらは即ち順縁に対しては、末法と雖も摂受を行ずる証左である。即ち日蓮大聖人が順縁たる御門下に示された摂受はこれである。例せば、最蓮房に病弱の故の山籠りを許され（縮九十五）、又太田氏が五十七才の厄年の砌、至門性経の五行生尅の説によって慰安せられ（縮一七二〇）、而して「予が法門は四悉檀を心にかけて申すなれば、強ちに成仏の理に違わざれば且く世間普通の義を用ゆべき歟」と仰せられている。

但し如何に順縁に対する摂受と雖も決して全面的な随他意の摂受ではない。飽まで随自意を失わぬ摂受である。即ち「強ちに成仏の理に違わざれば」と云う前提の下に「且く世間普通の義を用ゆべき歟」との摂受である。「成仏の理」とは、本門の教法であり、大聖人の御本意である。故に日蓮大聖人の摂受は、一往随他応同すとも、それは法華

信心調養の手段である。随って行相は摂受にして本質は折伏である。所謂折伏が家の摂受である。

随って又、順縁と雖も「成仏の理に違う」場合は仮借なく折伏されるのである。例えば「法門可申鈔」の三位房に対する御厳誡（縮六二四）の如き、あるいは「新尼御前御返事」に於ける恩ある領家の大尼ながらその信心退転の故に本尊の授与を拒絶（縮一〇九三）せられたるが如きその一例である。

聖愚問答鈔の摂受も亦同様である。一国同帰を条件とする摂受の故に一人と雖も不信謗者あれば直に折伏が発動されるであろうことは勿論である。

三、開目鈔の摂折

本文に云く「無智悪人の国土に充満の時は摂受を前とす。安楽行品の如し。邪智謗法の者の多き時は折伏を前とす。常不軽品の如し……末法に摂受折伏あるべし。所謂悪国、破法の両国あるべき故なり」（縮八二一）と。

当鈔に於て末法に摂受を立つる所以は「無智悪人の悪国」ある故である。

「無智悪人の悪国」とは、邪智謗法の破法国の対である。破法国とは法華本門毀謗の国である。これに反して悪国は、法華本門未謗の国である。この未謗には、法華を未だ識らぬ国があり、識っても未だ関心を示さぬ国がある。共に法華の信智が無い。かかる国は末法五濁の人間智のみ盛にして無佛智の悪国に堕するのである。故に「無智悪人の悪国」とは末法濁悪の時代相に約する呼称である。

かくの如き無智悪国の機は、未だ法華の教法を盗んで権実雑乱せしむる謗法の邪智を持たぬ故に漸々にこれを教化擁導して法華本門の信心に入らしむるのである。即ち邪智破法の国には折伏の行法をとるに対し、無智悪国には末法

と雖も摂受の行軌に則るのである。故に当鈔の摂受は折伏以前の摂受である。

然し末法は本未有善の機類にして、愚悪逆縁の凡夫である。随って法華本門の下種益に会う時は、大概必然的に逆謗破法の三類となること勧持品二十行の偈文の如くである。不軽軽毀の衆も亦その先証である。故に当鈔の摂受はやがて折伏に移行せざるを得ない前哨的摂受である。

四、本尊鈔の摂折

本文に云く「此の四菩薩折伏を現ずる時は、賢王となって愚王を誡責し、摂受を行ずる時は僧となって正法を弘持す」（縮九四八）と。

この四菩薩とは勿論本化の菩薩にして、この菩薩の出現の時は末法である。故に当鈔のこの摂受も亦末法に於ける摂受である。聖愚問答鈔に云く「只だ折伏を行じて力あらば威勢を以て謗法をくだき、又法門を以ても邪義を責めよとなり」（縮五七四）と。

勝鬘経義疏に云く「力に二種あり。一には勢力、二には道力なり」と。

威勢は勢力を発し、法門は道力を生ず。威勢とは国権であり、勢力とは強制力、統御力である。法門とは法華本門の教法であり、道力とは宗教的醇化救済の力である。前者は折伏的であり、後者は摂受的である。

これを本尊鈔の上行菩薩の摂折に配当すれば、前者は賢王の相であり、後者は僧の相である。「賢王」とは自からを始め一国同帰せる国家主権者の謂である。「愚王」とは賢王の対にして、これに三類を分つことが出来る。即ち法華未識と未謗と毀謗の国家主権者である。「僧」とは勿論末法唱導師たる名字の凡師である。この「賢王」と「僧」

に於て、すでにその御出現を仰ぎ得たのは、ただ摂受の一面たる僧のみにして、折伏の一面たる賢王は未だその出現を見ない。その僧とは即ち日蓮大聖人その人である。

では日蓮大聖人によって行じられた本尊鈔の本化の摂受とは如何なる摂受であろうか。

その摂受は、前記の聖愚問答鈔や開目鈔に於ける末法の摂受とは全くその本質を異にするのである。即ち聖愚問答鈔や開目鈔の摂受は、前述の如く前者は一国同帰の故に、後者は未弘未謗の故の摂受であった。即ち客観的条件による化儀行相としての摂受であった。然るに本尊鈔のこの摂受は何等の客観的条件も附記されていない。但だ本化上行菩薩が僧として自主的に行じ給う摂受にして、即ち主観的摂受である。換言すれば上行菩薩の無縁の大慈悲に名づくる特異の摂受であって、惣名妙法蓮華経の万法惣摂と万法開顕の経力が、上行菩薩の要法絶対の信心と冥合して万法に対する偉大なる摂容開顕の慈悲恩徳となって活現された摂取不捨の救護を云うのである。故にこの上行菩薩の摂受は、善悪不二、邪正一如、怨親平等にして、一切を浄化救済し尽さずんば息まぬ絶対的な慈悲行である。この摂受を化儀の摂受や、爾前迹門の法体摂受と簡ぶために、今私に名づくることが許されるならば仮に「絶対摂受」と称ぶことにする。

上行菩薩が末法今時御出現せられるに当り何故に威勢、勢力を以て強力な折伏を行ずる賢王の相をとらず、法門、道力を以て忍難弘経する困難な僧の摂受を撰ばれたのであろうか。

それに二箇の理由が考えられる。その一は上行菩薩は大悲門の菩薩だからである。四帖抄第一に云く「本門は釈尊上行の慈悲甚深にして法界の悪人をして化し尽して涅槃に入らしむべしと誓願する故に衆生尽きず。釈尊の成道も久遠なり。上行菩薩も娑婆滅後の悪人を化し尽して正覚を成ぜしむべしと誓い給う故に久遠より已来妙覚に至らず久し

く菩薩界に居して娑婆を離れず、娑婆久住の本主と成りて尽生界の願を起して大悲門の菩薩となり三世に不軽行を示したもう。不軽は是れ大悲闡提の菩薩なり。故に自行を目に懸けず、先づ軽毀謗者を化して命終に臨む時、化の功本に帰し六根の位に叶うと当時の日蓮宗又以て此の如し」（一三）と。この大慈悲の故に賢王の折伏をとらずして教弥実位弥下、摂取不捨の絶対摂受を行ずる僧の身を現じ給うのである。

なおその二は、末法愚悪の劣機を救うためには威勢勢力の強圧な行門の折伏のみでは真実の救済とならない。法華本門の折伏行の徹底は、むしろ絶対摂受の奉行によらねばならぬ。何故ならば如何に国権を以てしてもその強制力は所詮圧伏にして心伏ではない。魂の底まで衆生を浄化し救護する所の邪悪に対する徹底的折伏には、絶対摂受たる摂取不捨の宗教的淳化にまたねばならぬからである。

以上の如き無縁の大悲によって上行菩薩は示同凡夫の凡僧日蓮と現じ給うた。

左にその上行再来たる日蓮大聖人の摂取不捨の梵音にふれ、慈光に浴して絶対摂受の実証を仰がんとする。祖書に云く

「悪心悪法と云うて捨つべき物之無、善心善法と云うて取るべきもの之れ無し。故に今の経には此の理を説き顕すが故に妙法蓮華経とは題するなり」（縮二一六）

「問うて云く一文不通の愚人南無妙法蓮華経と唱えて何の益が有んや。答う文盲にして一字を覚悟せざる人も信をいたして唱えたてまつれば身口意の三業の中には先づ口業の功徳を成就せり。若し功徳成就すれば仏の種子を胸の中に収て必ず出離の人と成る也。此の経の諸経に超過することは誹謗すら尚逆縁と説く不軽軽毀の衆是也。何に況や信心を致し順縁の人をや」（縮二一七）

「善悪不二の南無妙法蓮華経なれば悪人も必ず成仏す、邪正一如の南無妙法蓮華経なれば邪見弥々たのみあり、皆

成仏道の南無妙法蓮華経なれば十界平等に利益す」

かくの如く善悪邪正の一切を抱いて捨てぬ妙法蓮華経は即本化上行日蓮大士の御魂である。そして大聖人の御身の上に赫々として活現されたのである。即ち竜口御法難に際し松葉谷に於ける少輔房の杖を法華行者の経証と仰ぎ、三類の敵人に対して「怨を為す念仏者禅宗真言師らも並びに国主等をも扶けんが為にこそ申せ、彼の怨をなすは弥々不便にこそ候へ」(縮一二八二)「悪人無くして菩薩に留難をなさずば争か功徳を増長せしめ候べき」(縮四二一)「今にひるがえるなくその上又遺恨無し。諸の悪人は又善知識なり」(縮八三六)「されば此ザン言の人国主こそ我が身には恩深き人にはおわしまし候らめ」(縮四二一)と仰せられ、なお「日蓮等の類の修行は、妙法蓮華経を修行するに難来るを以て安楽と意得べし」(御義口伝)と申されている。これ法難の摂受である。

この摂受は更に進んで人生の逆境摂受となる。「一切衆生南無妙法蓮華経と唱うるより外の遊楽なきなり……唯だ世間の留難来るとも取り合へ給うべからず賢人聖人も此の事はのがれず。ただ女房と酒うち飲みて南無妙法蓮華経と唱え給え。苦をば苦と悟り、楽をば楽と開き、苦楽共に思い合せて南無妙法蓮華経とうち唱え居させ給え。これ豈自受法楽にあらずや。いよ〳〵強盛の信力をいだし給え。(縮一四四一)

と。四条氏へのこの御垂訓は同時に大聖人の御信念でなくてはならない。

以上によって知らるる如く本化上行の僧としての摂受は、随他意の摂受でもなく、或は被政者の如く権力を有せざる為め「王地に生れたれば身は随えらるるとも心は随えられじ」(縮一二四一)との忍難弘経の消極的な化儀を云うのでもない。善悪邪正怨親平等に「摂取容受」して、浄化し、功徳化する摂取不捨の抱容力である。

但し、以上の「賢王」と「僧」の摂折を通途に解すれば左表の通りである。

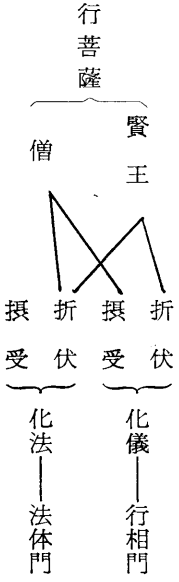

然し本尊鈔の上行菩薩の摂受を、しかく「行相門化儀の摂受」とのみ軽く看過するに忍びず、以上の「絶対摂受」の義を以て「日蓮当身の大事」たる本尊鈔の意にかない奉らんとつとめたのである。

五、転重軽受法門の摂折

当鈔に於て「善国摂受、悪国折伏」の問題（縮六九三）があるが、御文に明かなるが如くそれは正像に於ける付法蔵の聖人等の問題であって末法今時には無関係である。依って当鈔の摂折問題は取り立てて論ずるには及ばない。但し正像に於ける折伏は法体門の折伏ではなく、単なる行相門化儀の折伏であることは勿論である。

六、小　結

以上が祖書に於ける摂折の大要である。

但し日蓮大聖人に摂折ありと雖も、それは決して摂折雑乱に非ざることは前述の通りである。若し大聖人に於て摂折択一して正意を定むる時は、折伏の一行に帰することは無論である。

殊に末法は「その師を尋ぬれば凡師なり」（縮九六六）とある如く、日蓮大聖人の御義を取り次ぐ吾等と雖も所詮無

智の凡夫に過ぎぬ。その吾等が弘経に当る場合は、法華の折伏一行に住するのが咎無き安全の道である。故に法華題目鈔には「末代の師は多く機を知らず。機を知らざらんには強て但だ実経を説くべき歟……機をも知らざれば大を説くに咎なし」（縮三四五）と御指南遊ばされ、且つ御一門より起れる大聖人の強折に対する疑難を痛破（縮八三四）せられた。なお撰時鈔には「不軽菩薩は誹謗の四衆に向っていかに法華経をば弘通せさせ給いしぞ。されば機に随って法を説くと申すは大なる僻見なり」（縮一二〇七）と決釈せられている。

かくの如きは大聖人の折伏が化儀のみに非ずして、その根底に法体折伏があるからである。弘経抄に云く「通途には摂受折伏とは化儀ばかりと思えり。然るべからざるなり。化儀化法に亘るべきなり。化儀の摂折両門は通途の如し。化法の摂折は法体に蒙らしむべし。此の摂折に於て相望不同なり。今迹門を以て摂受となし、本門を以て折伏となす」（隆全十一ノ六七）と。この本門の法体折伏が日蓮大聖人の折伏の本質にして、次の一項はその大要である。

本化の教相と折伏

本化の教相とは日蓮大聖人の教義である。それは三秘五綱に総括される。この三秘五綱は本門の要法南無妙法蓮華経の功能大権の発作である。即ち一秘の要法発して宗旨三秘の功能となり、要法の大権発して宗教五綱を開き、三世十方微塵の仏教を判釈成敗し、要法の一秘に惣持惣摂するのである。今はその条項を追って釈義するのが目的ではない。要は大聖人の法体折伏を求めるにある。故に一挙に本化教相の核心にふれてその概説を試みる次第である。

富木鈔に云く「日蓮が法門は第三の法門なり」（縮一六四八）と。「第三の法門」とは種脱相待の意である。而してその談場を本尊鈔の五重三段中、第三法門に該当する法界三段とする。何故なれば本尊鈔は、末法下種要法の本尊が開

顕せられ、五百篇になんなんとする祖書の最高、根本、中心の重要な地位を占める能判の御書にして、その副状には「日蓮当身の大事」と云い「一見をふるの末輩師弟共に霊山浄土に詣でて三仏の顔貌を拝見したてまつらん」とまで仰せられた御書だからである。

以下本尊鈔の法界三段の大要を述べれば、五重三段の中前四重三段は、釈尊一代仏教を漸々に判釈してその所詮を判定し、畢竟寿量一品二半の脱益に帰することを詮顕したのである。（縮九四〇）故に門祖聖人の本尊鈔の当文の御科文に云く「且く在世一代諸教に約して通惣して三段を明す。正意は本門一品二半の正宗を顕さんが為なり」と。

然しこの正宗脱益は、その教主は久遠実成と雖も畢竟理久遠にして、その教法は迹中実相理具三千に止まり、未だ過去久遠の下種を知らず。故に在世当分の迹脱にして未だ真脱ではない。随って弘教の至極ではない。故に「一品二半より外は小乗教邪教未得道教覆相教と名く……爾前迹門の円教すら尚仏因に非ず……設い法は甚深と称すとも未だ種熟脱を論ぜず還って灰断に同じ、化の始終無しとは是也」（縮九四二）と、三世十方を貫く本仏化益の根本義たる三世益物に立脚してこの迹脱を打ち破り、而して大通中間今日前四味法華迹本涅槃経等の三世十方の迹中熟脱の仏教を序分とし、久遠下種の仏種子を説いた本門八品体内の寿量一品二半を正宗となし、序分の迹中一切仏法の利益を総て久遠下種の仏種子たる一品二半の得分であることを顕し、而して「本門は序正流通共に末法の始めを以て詮となす」（縮九四二）と、本門八品の経意を述べ、なお次下に「在世の本門と末法の初は一同に純円なり。但し彼は脱、此は種、彼は一品二半、此は但題目の五字なり」と、末法下種の要法と彼の久遠下種の仏種子にして在世本門脱益の法体とを比較し、以脱還種して彼の一品二半を此の八品の要法たる南無妙法蓮華経の題目に摂して上行菩薩に付属し末法下種となすことを明された。即ち云く「末法の始めは謗法の国にして悪機なる故に」（縮九四三）「此の時地涌の菩薩始め

て世に出現し、但だ妙法蓮華経の五字を以て幼稚に服せしむ」（縮九四七）と。「幼稚に服せしむ」とは経力信心成仏である。又云く「因謗堕悪必因得益」と。これ経力逆縁成仏である。而して本鈔一部の結文に云く「一念三千を識らざる者には仏大慈悲を起し五字の内に此珠をつつみ末代幼稚の頸に懸さしめたもう」（縮九四九）と。門祖の当文の御科文に云く「別体理具三千の智者の解行を以て南無妙法蓮華経に摂して、末法悪人下種の正行と為す」と。この末法下種の本門流通こそ本仏の本懐にして本門八品の教相たる法界三段の詮要である。

この法界三段によって知らるる如く日蓮大聖人の宗旨の法体たる末法下種の要法は、三世十法微塵の仏法の大本にして全仏教を成敗し統摂する生殺与奪の大権を有するのである。実に下種益の有無は仏教の究極の虚実を決定する根本問題である。何故なれば熟脱の根元は下種にあるからである。随って迹中熟脱一切仏法の利益は、下種の仏法たる本門の要法の得分に帰するのである。本尊鈔に云く「設い法は甚深と称すとも未だ種熟脱を論ぜず。還って灰断に同ず。化の始終無しとは是なり」と。開目鈔に云く「種を知らざる脱なれば趙高が位にのぼり、道鏡が王位に居せんとせしが如し」（縮七九三）と。秋元鈔に云く「世間の学匠は法華に余行を雑えて苦しからずと思えり。日蓮もさこそ思い候えども経文は然らず。譬えば后の大王の種子を妊めるが又民ととつげば、王種と民種と雑りて天の加護と氏神の守護とに捨てられて、その国破るる縁となる父二人出来せば王にあらず、民にあらず、人非人なり。法華経の大事と申すは是也。種熟脱の法門は法華経の肝心なり。三世十方の仏は必ず妙法蓮華経を種子として仏に成り給えり。南無阿弥陀仏は仏種にあらず。能々此の事を習い給うべし」（縮一九三〇）と。弘経抄に云く「高祖師曰く日蓮が法門は第三の法門なりと云えり。此の第三の法門と云うは顕本為事円と云って事妙本迹を以て事妙下種を顕わす。故に常恒に過去常下種の頂上に立ちて中間今日を見下して成敗を成す。故に破癈折伏を以て神と為すなり。故に今日一代諸経の

華厳真言念仏等を破するのみならず一経の内の迹門までも小乗教邪見無得道教と折伏するなり○権迹を廃して本門を立て、永異諸経と之を弘むるは是れ皆法体折伏の相なり○末法は是れ下種の時国なり。下種の時分に下種を成ずるに本門八品上行要付の種子無上の経を経て所依の経と為して下種観心を成すべきなり」（隆全一ノ七七）と。私新抄に云く「題目は一切衆生の最初発心の下種なり○仍て三世益物一切衆生の下種を尋ねる時、過去久遠の妙法に有りと云う時、爾前迹門の脱益自ら破癈せらる。是れ折伏の教相顕本為事円の判教也。本門既に万法の本地諸経の大綱也。本門絶対一妙の題目体内の権実を以て一代聖教を分別し、体内の四十余年未顕真実の権教権門を捨てて、体内真実の唯有一仏乗の南無妙法蓮華経ばかり一切衆生成仏の直道也と信知して体内の権教に執着するは謗法也と解了するを末代法体折伏修行の人とは云う也」（全書三ノ三一八）と。又弘経抄に云く「本門の種子無上を以て所依の経と為して本門日蓮宗を立つべきなり。仍て一切諸経の中には本門を以て経王と為し、諸仏の中には久遠の釈尊を以て根本と為し、一切の菩薩の中には本地の地涌を以て尊貴と為し、諸土の中には本時の娑婆を以て本土と為し、万法の中には本因妙を以て尊貴と為し、諸位の中には名字即を以て最尊と為し、万行の中には不軽折伏の行を以て最上と為し、諸の難易二行の中には本門の妙法蓮華経を以て易行の中の易行と為し、諸宗の中には本門日蓮宗を以て最極と為すなり。是れ即ち自讃毀他にあらず。但だ是れ所依の経に依る故なり」（隆全一ノ八〇）と。日蓮大聖人御自身、一たびこの種子無上の大義に立脚せられる時は「爾前迹門の釈尊たりとも物の数ならず」「教主釈尊よりも大事の日蓮」と仰せられている。これ御所持の本門の法体の最尊なるが故である。彼の四ケ格言の如きも畢竟この立場からの折伏にして、あまつさえ本門弘経の障碍をなすが故に法華折伏の大権を発動されたのである。

以上が大聖人の折伏の本質たる法体折伏の大要である。全く大聖人の折伏は本門下種の大法に根ざす所の教権にし

て、私的な感情や意志の所産ではない。故に大聖人は「日蓮が強義経文に符合せり」（縮七六二）「予此を争わず、但だ経文に任かすべし」（縮七九二）「摂受、折伏の二義仏説に依る。敢えて私曲に非ず」（縮八三六）等と仰せられている。

因みに大聖人の化儀の摂受は、以上の如く法体折伏の故にその本質は折伏にして所謂折伏が家の摂受である。何故ならば、化儀は必ず法体に基づくものであり、法体は必ず化儀を生ずるものにして、その法体が折伏を本性とするからである。

余　論

一、折伏態度

世間の一部には大聖人の折伏を以て排他主義とか、強言を以て争いを構えるものである等と誤解し、又日蓮門下と称しつつ創価学会の如きはこれを公然と「闘争」といい「攻撃」と称んで、人身攻撃や虚偽詭弁を弄する弁論の暴力や、果ては腕力沙汰を以て折伏と心得て居るようであるが全く折伏を冒瀆するも甚だしい限りである。祖書に云く「道心あらん人は偏党を捨てて自他宗を争わず、人をあなづることなかれ」（縮七九九）「これをせむるは経文のごとし。道理にまかせたり」（縮二〇三五）と。門祖も亦弘経抄に「本門は法体折伏なり。此の折伏とは世間罪過の折伏に非ず。出世深法の上に於て本迹虚実を論ずる。本の実を以て迹の虚を破癈するなり。是れ本門の折伏なり。折伏は是れ出世法体の上の防非止悪なる故に法門の戒体なり」（隆全十一ノ六八）と。なお「智者に我が義破ぶられずば用いじとなり」との聖語に徴しても「道理にまかせ」て理非曲直を匡ださんとする公明正大なる大聖人の折伏態度が伺われ

る。詭弁暴力を弄するなどは以ての外である。ただただ折伏に当って堅固にすべきは不軽行の随自意にして、所作は益々法師品の「衣座室」の三規に徹して慈悲愛語を旨とすべきである。

二、折伏と暴力

人或は撰時鈔の次の御文を以て大聖人は自から暴力行為を是認せられたりと云うかも知れぬ。その御文に云く「建長寺、寿福寺、極楽寺、大仏、長楽寺等の一切の念仏者禅僧等が寺塔をば焼きはらいて、彼等が頸を由井ケ浜にて切らずば、日本国亡ぶべし」(縮一二四一)と。一見正しく暴力主義の如くであるがそれは皮相の見に過ぎぬ。何故ならば国家諫暁の公式の書たる立正安国論には「釈迦以前の仏教は則ち其の罪を斬ると雖も、能仁以後の経説は則ち其の施を止む」(縮三八九)と。むしろ暴力を否定せられている。故に右の如き強言はあってもその実際行動は大聖人にも弟子信徒の中にも全然無かった。然らば何のための強言であろうか。それは大聖人の宿願達成の非常手段であった。その宿願とは何か。それは公場対決と上行体現である。即ち祖書に云く「予存外の法門を申さば、仔細を弁えられずば日本国の御帰依の僧等に召合せられ、共に尚事行かずば漢土月氏までも尋ねらるべし」と。又云く「法華経の故に流罪に及びぬ。今度死罪に行われぬこそ本意ならず候え。あわれさることの出来し候えかしとはげみ候て、方々へ強言をかきて挙げおき候なり」と。不穏の強言によって公場に召し出されれば、幸、諸宗との対決に持ち込み、一挙に仏法の邪正を決して一国同帰を期し得べく、然らざれば流罪死罪に行われて勧持品の経証色読によって上行体現を期せられたのである。而して「日蓮らの類の修行は妙法蓮華経を修行するに、難来るを以て安楽と意得べし」と、むしろ三類の敵人等の暴力を能忍受之せられたのである。

三、折伏慈悲

のみならず大聖人の折伏は慈悲より出でたものである。祖書に云く「日本国の一切衆生の法華経を謗じて無間大城に堕つべきを助けんが為に申す法門なり」（縮一三九三）と、又云く「只今此国将に滅亡せんとす。予ほぼ先づ此の仔細を勘うるの間身命を捨棄し国恩を報ぜんとす」（縮一三三五）と。その他祖書の至る所に慈悲折伏の御心境が述べられている。（縮七七二、縮一五〇九、縮七七三等）蓋し折伏は前述の如く大聖人の折伏行は、末代愚悪を正機とする摂取不捨の下種行なる故である。

四、折伏自行

又大聖人の折伏は化他行のみではない。化他行であると共に自行の功徳を具足するのである。

大聖人の立場に罪悪観と光明観の両面がある。罪悪観とは、過去遠々の謗法罪であり、光明観とは、本化上行の自覚である。而して折伏受難によって罪悪観には滅罪成仏の感涙にむせび、光明観には積功累徳の法悦を深くせられた。即ち佐渡御書に云く「日蓮も又かく責めらるるも先業なきに非ず。不軽品に云く其罪畢已等云々……過去の謗法を案ずるに誰が知る、勝意比丘が魂にもや、大天が神にもや、不軽々毀の流類か、失心の余残か、五千上慢の眷属か、大通第三の余流にもやあるらん、宿業はかり難し……我今度の御勘気は世間の失一分もなし。偏に先業の重罪を今生に消して後生の三悪を脱れんずるなるべし」（縮八三〇）と。これは罪悪観の法悦の一例である。又諸法実相鈔に云く「地涌の菩薩のさきがけ日蓮一人なり。地涌の菩薩の数にもや入りなまし……日蓮が弟子檀那地涌の流類に非ずや。

……地涌の菩薩に定りなば釈尊久遠の弟子たることあに疑わんや……末法にして妙法蓮華経の五字を弘めん者は男女はきらうべからず、皆地涌の菩薩の出現にあらずんば唱えがたき題目なり……現在は見えて法華経の行者なり。又未来は決定として当詣道場なるべし……かくの如く思ひつづけて候えば流人なれども喜悦はかりなし……かかる身となるも妙法蓮華経の五字七字を弘むる故なり。……現在の大難を思いつづくるにも涙、未来の成仏を思いて喜ぶにも涙せきあえず……但だ偏に法華経の故なり。若し然らば甘露の涙とも云うべし」(縮九六〇)と。又云く「日蓮が難に値う所ごとに仏土たるべきか」(縮六九〇)と。これ光明観の法悦である。かくの如く大聖人の化他折伏は同時に折伏自行である。我らも罪障消滅して本化地涌の流類たらんとせば、折伏化他に精進し、以て折伏自行の功徳を積むべきである。

五、与同罪と折伏

かくすることは又「与同罪」をまぬがれる道でもある。

与同罪とは、人の謗法を見ても放置して諫めないが故に被る謗法同類の罪である。祖書に云く「見壊法者の見と、置不呵責の置と能々心腑に染むべきなり。法華経の敵を見ながら置て責めずんば師檀ともに無間地獄は疑なかるべし」(縮一五一五)と。故に大聖人御自身の折伏行についてもこの立場より次の如く述べられている。「日蓮この大なる失を兼ねて見し故に与同罪の失を脱れんが為、仏の呵責を思う故に、知恩報恩の為め、国の恩を報ぜんと思いて国主並に一切衆生に告げ知らしめし也」(縮一九三五)「設い謗身は脱ると云うとも謗家謗国の失如何せん。謗家の失を脱れんと思はば国主を諫暁し奉りて死罪歟流罪歟に行わるべきなり。我不愛身命但惜無上道と説かれ、身軽法重死身弘

法を釈せられし是也。過去遠々劫より今に仏に成らざりける事はか様の事に恐れて云い出さざりける故なり。未来も亦復是の如くなるべし。今日蓮が身に当りてつみ知られて候」（縮一九三七）と。門祖聖人も「信心法度十三箇条」の第十三法度に「当宗の僧、檀方、同く朋輩檀方の謗法の振舞見隠し、きき隠さんは、今生は虚く後生は無間に堕つべし」と仰せられている。尚松野鈔に云く「謗法の者を責めずして徒らに遊戯雑談のみにて明し暮さんは法師の皮を着たる畜生なり。法師の名をぬすめる盗人なり」と。誠に蹴然襟を正して肝に銘すべく、省みて慙愧の極みである。

大聖人に随えば仏法は体の如く世法は影の如し。即ち云く「彼等が大悪法を尊まるる故に理不尽の政道出来す」（縮一五六七）と。実に宗教の邪正は現実の安危につながるものである。故に立正安国は大聖人畢生の御主張であり、閻浮同帰はその御理想であった。御門下たる者、弥々自他の謗法を禁断呵責して、仏祖大聖への報恩となし、滅悪生善の信心行となすべきである。

結

以上を要するに日蓮大聖人の折伏は、単なる弘経の方便に非ずして、仏法の大義たる本門下種の要法に立脚せる「法体折伏」である。即ち法に約せば南無妙法蓮華経の「教弥実」の絶対的教権の発作であり、人に約せば「位弥下」の慈悲たる本化の絶対的救済の発露である。即ち大聖人の折伏は、末法下種の仏種子たる南無妙法蓮華経の功能と、末法下種の導師たる本化の大権とが、日蓮大聖人の信心によって人法一如冥合せる大慈悲の活現である。

若し大聖人にこの折伏が無かったとせんか、大聖人は本化上行再来の資格を失い、随って末法に下種唱導師なく、本門八品は妄語と化し、法華本門の宗旨は存在の意義を失うのである。随って又末法未下種の劣機の信心成仏の要道

も閉ざされる。実に大聖人の折伏は、大聖人御自身の生命であると共に、その宗旨と末代我らの大事である。故に大聖人は御門下に大号令を下して云く「日蓮先がけしたり。若党共二陣三陣とつづいて迦葉阿難にも勝れ、天台、伝教にも越えよかし」（種々振舞鈔）「各々我が弟子と名乗らん人々は一人もおくし思わるべからず」（同上）「相構え相構えて力あらん程は謗法をばせめさせ給うべし」（清澄大衆鈔）と。しかも亦婦人に対してさえ「この法門故に夫に害せらるるとも悔ることなかれ。一同して夫の心を諫めば竜女が跡をつぎ、末代悪世の女人成仏の手本となり給うべし」（兄弟鈔）と激励せられている。

末法下種唱導の師は、勿論要法付属の本化たる日蓮大聖人御一人である。然し唱題の輩は本化の流類たることを許され、この大号令が下された。我らは一意専心これに応えて異体同心し、随力演説して本化折伏の継承に精進すべきである。この信心行は、法華本門の血脈である。

実に、「折伏」は、末代仏教の一大事である。